

保育所とは

保育所とは、児童福祉法に基づいて、保護者の就労や病気などの事情により、家庭では保育ができない児童を保護者にかわって保育を行う福祉施設です。

【保育の必要性の認定】

「子ども・子育て支援新制度」では、新制度の対象となる保育所や幼稚園、認定こども園及び地域型保育事業を利用するにあたって、庄原市が「保育の必要性の認定」を行います。

保育認定には、次の3つの区分（1・2・3号）があります。

- 1号認定・・・保育の必要性の認定を受けない満3歳以上就学前の子ども
- 2号認定・・・保育の必要性の認定を受ける満3歳以上就学前の子ども
- 3号認定・・・保育の必要性の認定を受ける満3歳未満の子ども

【保育の必要性の事由】

保護者等のいずれもが次の事由により、家庭において子どもの保育が困難な場合、2号または3号の保育認定を受けて保育所の利用をしていただくことになります。

なお、認定証が交付される場合でも、保育所のクラス定員に余裕がない場合や、保育所の体制が整わない場合など、入所できないことがあります。

<保育を必要とする事由>

就労している場合。（フルタイムのほか、パートタイム、夜間、居宅内の労働など、基本的にすべての就労を含む）

※庄原市では、「保育短時間」利用が可能となる保護者の就労時間の下限を1ヶ月あたり48時間で定めています。

妊娠中であるかまたは出産後間がない場合。

保護者が病気の状態にあるか、障害がある場合。

同居又は長期入院している親族を常時介護・看護をしている場合。

震災・風災害・火災・その他の災害の復旧にあまっている場合。

求職活動を行っている場合。

就学している場合。

虐待やDVのおそれがある場合。

育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要である場合。

その他、市長が認める上記に類する状態にある場合。

【保育の必要量】

保育の必要性の認定を受けた子ども（2・3号認定）については、保育の必要量により、さらに、二つの区分に認定されます。

- 保育標準時間 → フルタイム就労を想定した利用時間（11時間）
- 保育短時間 → パートタイム就労を想定した利用時間（8時間）

認定申請は、施設の利用希望申込と同時に行い、審査・認定します。

保育の必要な事由の変更により認定区分を変更する場合は、再度、認定申請が必要です。